

中学・高校生・保護者版

子どもの権利条約

ちゃんと知って みんなで考えよう！



子どもの権利条約の全文はこちら

芦屋市



子どもの権利条約 とは



みなさんは「子どもの権利条約」を知っていますか？

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中のこどもが健やかに成長できるようにとの願いを込めて、1989（平成元）年11月に国際連合の総会で採択され、日本は1994（平成6）年にこの条約を結んでいます。こども（18歳未満）はどんなときも国と大人から安全に守られ、健やかに育ち、自分の意見を表すことができます。

この条約は、18歳未満を「児童（こども）」とし、「こどもの基本的人権を尊重する」とともに「こどもが生存、成長、発達するためには大人の支援を受ける権利がある」とするこどもの目線でつくられています。

共通する基本的な考え方は、「4つの原則」と呼ばれています。それは、①第2条「差別の禁止」、②第3条「こどもの最善の利益」、③第6条「生きる権利、育つ権利」、④第12条「意見を表す権利」です。これらの原則は、日本のこどもに関する基本的な法律である「こども基本法」にも取り入れられています。条約は全部で54の条文からなりますので、みなさんに特に知ってほしい条項を選んで、解説しています。

こども基本法（令和5年4月～）

こどもが自分らしく健やかに成長でき、幸せに暮らせる社会を目指して、こどもに関する様々な取組を進めていく上で基本になること（こども大綱の策定やこどもの意見の反映など）を定めた法律です。

こども基本法の内容は、こども家庭庁のホームページから
見ることができます。

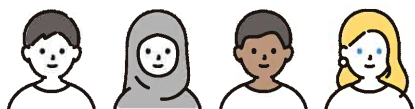
<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon/>



すべてのこどもたちは、いのちを大切にされ、愛されながら
健やかに育ち、生きることができます。

第2条 差別の禁止

国の違いや、性の違い、どのような言葉を使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見を持っているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。



お互いの違いを認め、尊重し、
協力し合うことが大切です。



第3条 こどもの最善の利益

こどもに関係のあることをおこなうときには、こどもに最も良いことは何かを第一に考えなければなりません。

第5条 親(保護者)の指導を尊重

親(保護者)は、こどもの心やからだの発達に
応じて、適切な指導をしなければなりません。

国は、親(保護者)の指導する権利を大切に
しなければなりません。



第6条 生きる権利・育つ権利

すべてのこどもは、生きる権利をもっています。
大人はその権利を守るために、できる限りのことをしなければなりません。

最終ページに相談先を載せていますのでご覧ください →

こどもたちは、あらゆる種類の暴力や差別、虐待、
いじめから守られる権利を持っています。

第18条 こどもの養育はまず親(保護者)に責任

こどもを育てる責任は、まずその親(保護者)にあります。
国はその手助けをします。

第19条 あらゆる暴力からの保護

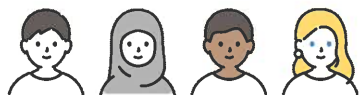
どんなかたちであれ、こどもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、大人はこどもを守らなければなりません。

多くの親(保護者)は、社会の常識や物事をどのように教えればよいかわかりながらこどもを育てています。
こどもは、日頃から自分の気持ちをしっかり伝えられるようにしましょう。
※大人も、こどもの声に耳を傾けましょう。
こどもが危険な目にあわないように、周りの大人は常日頃から目を配り、安全・安心な社会づくりを目指しましょう。



第30条 少数民族・先住民のこども

少数民族のこどもや、もともとその土地に住んでいる人びとのこども、国籍の違うこどもが、その民族、その国の文化や宗教、ことばを大切に思う心を尊重しなければなりません。



世界には、国籍や民族の違う人、障がいのある人など、いろいろな人が暮らしています。
自分のまわりにいる違う考えや生き方の人とも、尊重し合うことが大切です。

教育を受け、自分の考えや信じることの自由が守られます。
ときには休んだり遊んだり、自分らしく育つことができます。

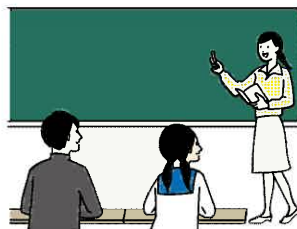
第23条 障がいのあるこども

心やからだに障がいがあっても、そのこどもの個性や誇りが傷つけられてはなりません。国は、障がいのあるこどもが充実して暮らせるように、教育やトレーニング、障がい福祉サービスなどが受けられるようにしなければなりません。

第28条 教育を受ける権利

こどもには教育を受ける権利があります。
学びたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。

学校のきまりは、人は誰でも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。



学校も1つの社会です。ルールを守ってみんながともに成長し、楽しい学校生活を送れるようにすることが大切です。

第29条 教育の目的

教育は、こどもが自分の持っているよいところをどんどん伸ばしていくためのものです。教育によって、こどもが自分も他の人もみんな同じように大切にされるということや、友好の精神、地球環境を守ることの大切さなどを学べるようにしなければなりません。

第31条 休み、遊ぶ権利

こどもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加することができます。

自分が一番やりたいことは何か？
大人と話したことはありますか？
こどものためと思い、大人の意見を押し付けていませんか？
ちゃんと話し合う時間をつくりましょう。

最終ページに相談先を載せていますのでご覧ください →

自由に意見を表現したり、自由な活動をおこなったり、社会に参加することができます。

第12条 意見を表す権利

自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表すことができます。その意見は、こどもの発達に応じて、十分に考慮されなければなりません。

自分の考えを伝えることはとても大切です。おなじく友だちや大人の意見にも耳を傾け、日頃からコミュニケーションを大切にすることが必要です。

第13条 表現の自由

自由な方法でいろいろな情報や考えを伝えたり、知ることができます。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。



情報を手に入れる手段として、インターネット、携帯電話は便利です。しかし、その使い方や情報の取り方について、保護者と話し合い、ルールを決め、守ることも大切です。

第15条 結社・集会の自由

他の人びとと自由に集まって会をつくったり、参加したりすることができます。ただし、安全を守り、ルールに反しないなど、他の人に迷惑をかけてはなりません。

家庭や学校、社会にはルールがあります。ルールを守らなければ自分や他の人が不愉快な思いをすることになります。

ルールを守り、社会に参加することはとてもよいことです。

社会では、自分の行動に責任を持たなければいけません。権利を主張するためには、果たすべき責任があることを知しましょう。

第16条 プライバシー・名誉は守られる

自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。他人から誇りを傷つけられない権利があり、また、他の人をも傷つけてはいけません。

プライバシーを侵害されて悩んでいた、そのような人を見かけたら、周りの大人に相談しましょう。

中学・高校生、保護者の皆さんへ



世界の中のそれぞれの国では、戦争や飢え、災害などにより、多くの子どもたちが犠牲になっています。また、戦争もなく、経済的に豊かだと思われる国でも、いじめなどのそれぞれの事情により、悩み・苦しんでいる子どもがいます。子どもが大人に成長するまでには、それぞれの発達段階に合わせた適切な支援が必要です。

この条約では、こどもの人としての尊厳、基本的人権を尊重し、子どもがどのように守られ、大切にされなければならないかということを明らかにされています。

その基本には、すべての人は同じように大切にされなければならないという考え方があります。そのためには、それぞれが自分のもつ権利を知るとともに、権利を主張するためには、果たすべき責任があるということやルールを守ることと同じく学ぶことが大切になります。

すべての人が、安心して楽しく暮らせる社会にするためには、国も、大人も子どもも、みんなが意識して、協力し、努力する必要があります。

それぞれが自分の立場で何をするべきか、何ができるかなど、家族の人や友だちといっしょに、是非考えてみましょう。

みなさんは、今はこどもとして大人から守られる立場ですがこれから大人（こどもを守る側）へと成長していきます。

大人に一番近いこどもとして、「子どもの権利条約」に書かれている大切な思いを理解し、みんなが幸せに暮らしていける社会にするために、次の世代につなぐ架け橋になってください。



最終ページに相談先を載せていますのでご覧ください →

相談先一覧

名 称	日 時	相談先
こども家庭・保健センター (こども家庭総合支援担当)	月～金 9時～17時 (祝日と年末年始を除く)	31-0643 相談直通ダイヤル 38-8993(はぐくみ)
	こどもと家庭にかかわる様々な相談を受け、適切な援助を行います。	
こども家庭・保健センター (母子保健係)	月～金 9時～17時 (祝日と年末年始を除く)	31-1586
	妊娠・出産・0歳から就学前までの育児や食事等、健康について	
児童相談所虐待対応ダイヤル	365日・24時間対応	189
	児童虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください	
カウンセリングセンター (打出教育文化センター)	電話相談: 月、水、金 11時～16時 面談相談: 月、水、金 12時～16時(要予約) (祝日と年末年始を除く)	23-5998
	不登校、心理相談等、教育相談全般について	
若者相談センター「アサガオ」 (青少年愛護センター)	火～土 10時～12時、13時～16時 (祝日と年末年始を除く)	22-5115
	ひきこもり、ニート、不登校等困難な若者の自立及び社会参加を支援します。	
学校支援課	月～金 9時～17時 (祝日と年末年始を除く)	38-2143
	いじめ、不登校、友人関係や進路で悩んでいる幼児、児童生徒や保護者などの相談について	
ひょうごっ子 SNS 悩み相談	SNS 相談: 17時～21時 電話相談: 365日 24時間	SNS: 「ひょうごっ子 SNS 悩み相談」で検索 電話: 0120-0-78310
	いじめ、不登校、友人関係など、こどもの SOS 全般について児童生徒や保護者の相談について	

発行日 : 令和 6 年 4 月 (初版 平成24年4月)

発 行 : 芦屋市こども福祉部こども家庭室こども政策課

T E L : 0797-38-2045